

① 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十三(十) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

先 行 取 得 土 地 等 の 明 細															
			平成21年先行取得土地等			平成22年先行取得土地等									
先行取得土地等の取得年月日			1	平	・	・	平	・	・	平	・	・	平	・	・
取得の日を含む事業年度又は連結事業年度			2	平	・	・	平	・	・	平	・	・	平	・	・
届出書の提出年月日			3	平	・	・	平	・	・	平	・	・	平	・	・
先行取得土地等の所在地			4												
先行取得土地等の面積			5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
先行取得土地等の取得価額	取得価額		6		円		円		円		円		円		円
	前期までに損金算入された積立金計上額		7												
	差引取得価額 (6)－(7)		8												
譲 渡 土 地 等 の 明 細															
譲渡土地等の譲渡年月日			9	平	・	・	平	・	・	平	・	・	平	・	・
譲渡土地等の所在地			10												
譲渡利益金額の計算	対価の額		11		円		円		円		円		円		円
	譲渡直前の帳簿価額	帳簿価額	12												
		譲渡に要した経費の額	13												
		計 (12)＋(13)	14												
	譲渡利益金額 (11)－(14)		15												
圧 縮 限 度 額 の 計 算															
				①	②	③	④	⑤							
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額			16		円		円		円		円		円		
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額			17												
圧縮限度額の計算	(15)の計)×(80%又は60%)		18												
	(18)のうち適用済みの金額		19			(21)の①	(21)の①＋②	(21)の①＋②＋③	(21)の①＋②＋③＋④						
	(18)－(19)		20												
	個別土地等の圧縮限度額 (16)と(20)のうち少ない金額)		21												
圧縮限度超過額 (17)－(21)			22												

別表十三（十）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が措置法第66条の2《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の85《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額16」の各欄は、「先行取得土地等の明細」の各欄に記載された先行取得土地等（措置法第66条の2第1項に規定する先行取得土地等をいいます。以下同じ。）のうち、当期において措置法第66条の2又は第68条の85の規定の適用を受ける先行取得土地等の「差引取得価額8」の金額を記載します。

この場合において、「差引取得価額8」の各欄に平成21年先行取得土地等（平成21年1月1日から同年12月31日までの間に取得をした先行取得土地等をいいます。以下同じ。）の取得価額と、平成22年先行取得土地等（平成22年1月1日から同年12月31日までの間に取得をした先行取得土地等をいいます。以下同じ。）の取得価額とがあるときは、その事業年度又は連結事業年度における譲渡利益金額の合計額が平成21年先行取得土地等の取得価額の合計額を超えるとときに限り、平成22年先行取得土地等の取得価額に相当する金額を記載します。

3 「((15)の計)×(80%又は60%)18」は、その事業年度又は連結事業年度において適用を受ける先行取得土地等が平成22年先行取得土地等のみである場合にあっては「80%又は」を消し、その他の場合にあっては「又は60%」を消します。